

問Ⅸ－⑬（共済事業）

いわゆる共済事業は、共益的な事業であって、公益目的事業としては認められることはないのでしょうか。

答

- 1 公益認定等ガイドラインにおいては、事業の区分経理に関連して、「「その他事業」には、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業が含まれる。例えば、構成員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業、構成員相互の親睦を深めたり、連絡や情報交換を行ったりなど構成員に共通する利益を図る事業などは②その他の事業である」（I 18. (1) 注書き）とされています。また、「受益の機会が特定多数の者（例えば、社団法人の社員）に限定されている場合は原則として共益と考えられる」（「公益目的事業のチェックポイントについて」【補足】横断的注記(3)ア）とされています。
- 2 いわゆる共済事業には多種多様なものがありますが、それらの事業について、公益目的事業に該当するか否かについて判断する際には、上記のガイドラインの記述に留意する必要があると考えられます。ただし、例えば、対象を社団法人の社員のように法人運営に関わる者に限定することなく、広く一般の者（地域の住民、児童、生徒、保護者等）が加入可能であり、実際に加入しているような場合には、上記ガイドラインの記述にある「法人の構成員を対象とする相互扶助等の事業」に該当するものではないと考えられます。
- 3 また、公益認定等ガイドラインにおいては、受益の「機会が限定されている場合でも、例えば別表各号の目的に直接貢献するといった合理的な理由がある場合、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するという事実認定をし得る」（「公益目的事業のチェックポイントについて」【補足】横断的注記(3)ア）とされています。したがって、共済事業の内容、事業形態等によっては、単に加入者の福祉の向上のみを目的とした事業ではなく、公益法人認定法別表各号のいずれかの目的に貢献し、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものと認められる場合もあり得ることにも留意する必要があります。
- 4 いずれにせよ、共済事業には様々な種類のものがありますので、公益目的事業であるか否かについては、個々の具体的事例に即して判断することとなります。

(注1) 不特定多数性については、共済事業の性質上、その対象は加入者に特定される形をとることになりますが、実質的に誰でも加入できる場合には、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（公益法人認定法第2条第4号）と認められる場合もあり得ると考えられます。（例えば、PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済事業では、広く地域の児童、生徒、保護者等を対象とすることが想定されています。）

(注2) 法人の中には、保険業法上の認可特定保険業に当たる事業を実施しているものもあります。これらの事業が公益目的事業に該当するか否かについて検討する際、不特定多数性については上記2ただし書き及び注1の考え方が参考になりますが、これらの事業は、その内容、事業形態等は様々であることから、その他の点については個々の具体的事例に即して判断することとなります。